

名古屋市私立高等学校授業料補助についてのお知らせ

名古屋市私立高等学校授業料補助制度は、昭和 48 年に全国に先駆けて導入され、保護者の負担軽減により公私間格差の是正を図る目的から、政令指定都市で唯一、独自の補助を、愛知県の授業料補助制度の対象外となる世帯に対して行っております。

愛知県の私立高等学校に通う生徒の保護者負担を少しでも軽くするため、次のとおり授業料の補助を行いますので、該当される方はこの制度をご利用ください。

1 授業料の補助を受けることができる方（次の4つの条件をすべて満たしていること。）

- (1) 愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象範囲にあてはまらないこと
- (2) 愛知県内に設置されている私立高等学校（全日制・定時制）に 10月1日時点で在籍していること
- (3) 生徒とその保護者等の住所がともに 10月1日に名古屋市内にあること※
（※定時制の場合は、生徒の住所が 10月1日に名古屋市内にあること）
- (4) 保護者等の令和6年度の「課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額（以下「算定基準額」といいます。）が補助基準（表1参考）に該当すること（算定基準額は原則として、父母の合計額となります。）

2 令和6年度補助基準及び補助額

（表1）

補 助 基 準		補 助 額
I	愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象範囲外で、令和6年度算定基準額が 325,500 円未満の世帯	1・2年生：年額 48,000 円 3年生：年額 46,200 円
II	令和6年度算定基準額が 415,500 円未満の世帯	1・2年生：年額 28,800 円 3年生：年額 27,800 円
III ★	令和6年度算定基準額が 415,500 円以上かつ、扶養する 23 歳未満の子で数えて生徒本人が第 3 子以降の子である場合	1・2年生：年額 28,800 円 3年生：年額 27,800 円

※実際に納入する授業料の額が補助額に満たない場合は、納入する金額を限度とします。

★令和6年度新規区分 ⇒ 詳細は裏面へ



3 新規補助区分Ⅲ（令和6年度～）について

令和6年度より、扶養する23歳未満の子で数えて、生徒本人が第3子以降の子である場合について、算定基準額に関係なく補助対象になります。

扶養するとは、税法上扶養することをいい、申請前年度の12月31日時点で扶養しているものとして住民税の申告をしている状態をいいます。

※令和6年度に補助金を申請する場合

令和5年12月31日時点において、23歳未満の子（平成13年1月2日以降に生まれた子）でかつ、税法上扶養されている子で数えて、生徒本人が第3子以降の子かどうかで判定します。

（例1） 令和5年12月31日時点において、
子どもが22歳、19歳、16歳（生徒A）の場合
⇒生徒Aは、第3子以降の子に該当するため、補助対象となる。

（例2） 令和5年12月31日時点において、
子どもが24歳、19歳、16歳（生徒B）の場合
⇒生徒Bは、第3子以降の子に該当しないため、補助対象とならない。

（例3） 令和5年12月31日時点において、
子どもが21歳、19歳、17歳（生徒C）、15歳（生徒D）の場合
⇒生徒C・生徒Dは、いずれも第3子以降の子に該当するため、
補助対象となる。

※23歳未満の子はいずれも保護者等の税法上の被扶養親族であることが前提です。

4 よくある質問について

補助対象となる世帯年収の目安や課税標準額の確認方法、その他のよくある質問について、名古屋市公式ウェブサイトに記載しました。

下記のページでご確認いただけます。

私学助成（私立高等学校授業料補助）のページ

URL <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000051001.html>



5 問い合わせ先

名古屋市教育委員会事務局学事課（私学助成担当）

☎ 052-972-3219

